

鎌情・個審議第13号

平成20年3月24日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項第4号の規定に基づき、平成20年3月19日付鎌総合第1020号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認め、ここに答申いたします。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう、また条例の運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう実施機関において十分な配慮を願います。

なお、事案の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は、省略することが出来るものと思料します。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用・提供する個人情報	利用・提供する理由	利用・提供先
29	総合防災課	災害時要援護者情報収集事務	災害時要援護者名簿登録者	災害時要援護者の氏名、住所及び生年月日	高齢者福祉課及び障害者福祉課が各々所管する高齢者、要介護者及び障害者に対し、災害時要援護者登録制度の利用意思の確認等を行うための文書を送付するに当たり、既に災害時要援護者名簿に登録されている者を除外するため	健康福祉部 高齢者福祉課 障害者福祉課